

厚生労働大臣の定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院について

一般病棟入院基本料 急性期一般入院基本料（4）

当院は、急性期一般入院料算定の医療機関として（日勤、夜勤あわせて）入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。

入院患者数が 40 人の場合、等病棟では、1 日に 12 人以上の看護職員（看護及び准看護師）が勤務しております。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

9時～17時 看護職員 1 人当たり 受け持ち患者さんの数は 4 人です。

17時～翌9時 看護職員 1 人当たり 受け持ち患者さんの数は 20 人です。

また、入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

入院時食事療養（I）

入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しております。（夕食については 18 時以降の配膳）

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束の最小化について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束の最小化の基準を満たしております。

4. DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定に当たり、平成 21 年 4 月より包括請求と出来高請求を組み合わせて算定する「DPC 対象病院」となっております。

※ 医療機関別係数 1.3360（基礎係数 1.0451+機能評価係数Ⅰ 0.1921+機能評価係数Ⅱ 0.0660+救急補正係数 0.0328）

5. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査等の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族等が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

機能強化加算

- 当院では、「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を算定しており以下の取組みを行っています。
 - ・必要に応じて、専門医や専門医療機関をご紹介します。
 - ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
(平日9時～17時、土曜9時～13時)
 - ・福祉・保健サービスに係る相談に応じます。
(平日9時～17時、土曜9時～13時)
 - ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。
(救急のお問い合わせには随時対応しております。)

医療情報取得加算

- オンライン資格確認を行うことができます。
- 当院を受診した際は、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

医療 DX 推進体制整備加算

- 診察において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している医療機関です。
- マイナ保険証の促進、電子処方箋の発行など、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる医療機関です。

後発医薬品使用体制加算

- 入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。
- 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されており、医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者さんに十分に説明いたします。

協力対象施設入所者入院加算

- 当院は、介護保険施設等の入所者の病状急変時における適切な対応及び施設内における生活の継続支援を推進する取り組みとして、下記の介護保険施設の協力医療機関として、平時からの連携体制を構築し、24時間の緊急受け入れを行っています。
 - 特別養護老人ホーム「寝屋池田長寿の里」
 - 特別養護老人ホーム「ひら中振長寿の里」
 - 特別養護老人ホーム「寝屋川石津園」
 - 特別養護老人ホーム「香里寿苑」
 - 特別養護老人ホーム「御殿山カーム」
 - 地域密着型特別養護老人ホーム「なぎさカーム」
 - 複合型介護施設「大冠カーム」
 - サービス付き高齢者向け住宅「めぐりカーム」
 - 介護老人保健施設「点野やすらぎの里」

一般名処方加算

- 医薬品の供給状況や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者さんに十分説明いたします。